

平成 21 年 12 月 16 日
消 費 者 庁

ソフトコンタクトレンズ装用者におけるアcantアメーバ 角膜感染症防止対策の徹底について

昨今、ソフトコンタクトレンズ装用者の間でアcantアメーバ角膜感染症が増加しているとされております。

アcantアメーバ角膜感染症は、失明に至るおそれもある難治性の感染症です。ソフトコンタクトレンズ用消毒剤を用いて当該角膜感染症を防止するためには、レンズの「こすり洗い」もあわせて行うことが重要であるとされています※。

そこで、消費者庁としては、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、別添のとおり当該角膜感染症の防止に資するよう、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤を使用する際の正しい取扱方法等に係る対応を行うよう厚生労働省に要請しました。

また、ソフトコンタクトレンズ装用者の方々も、アcantアメーバ角膜感染症の感染防止のため、消毒剤の使用の際は、注意表示をよく読み、レンズのこすり洗いを徹底するなど正しい取扱方法で使用するよう、ご注意ください。

※ 独立行政法人国民生活センターは、平成 21 年 12 月 16 日付けで、「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアcantアメーバに対する消毒性能」について、消費者へのアドバイス及び業界や行政への要望をまとめた報告書を記者公表しました。

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

尾崎、太齊

電話：03-3507-9261



消政調第12号
平成21年12月16日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
成田 昌稔 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
森 和彦 殿

消費者庁政策調整課長

黒田 岳士



ソフトコンタクトレンズ装用者におけるアcantアメーバ角膜感染症
防止対策の徹底について

昨今、ソフトコンタクトレンズ装用者の間でアcantアメーバ角膜感染症が増加しているとされております。

このため、独立行政法人国民生活センターは、本件に関する消費者へのアドバイス及び業界や行政への要望をまとめた報告書を12月16日付けで公表したところです。ソフトコンタクトレンズ用消毒剤を用いてアcantアメーバ角膜感染症を防止するためには、レンズの「こすり洗い」もあわせて行うことが重要であるにもかかわらず、本報告書では、ソフトコンタクトレンズの洗浄消毒の前の手洗いやレンズのこすり洗いを行わないなどの誤った取扱いをしている装用者が多かったことなどが明らかとなっております。

アcantアメーバ角膜感染症は失明に至るおそれのある難治性疾患であり、重大な消費者事故等につながるおそれがあることから、消費者庁としても、今後、その感染防止対策を充実していく必要があると考えております。

貴課におかれましては、ソフトコンタクトレンズ装用者におけるアcantアメーバ角膜感染症を防止し、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、下記について早急にご対応いただきたい。また、薬事法に基づく副作用報告制度等により、危害事例等の実態把握や分析・評価に努めるとともに、都道府県、医療関係者及び装用者に対し、本報告書の内容や消毒剤を使用する際の正しい取扱方法を広く情報提供していただきますようお願いいたします。

記

- 1 ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の外箱等に、アcantアメーバ角膜感染症を防ぐための正しい取扱方法（こすり洗いの徹底等）をわかりやすく明記するなど、注意喚起表示を徹底すること
- 2 アcantアメーバ除去に有効なこすり洗いの方法やアcantアメーバに対する消毒効果の試験方法等について専門家による検討を開始すること
- 3 装用者に対し、コンタクトレンズの適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底するよう医師及び業界へ指導すること